

平成 28 年野洲市条例第 3 号

野洲市行政不服審査関係手数料条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料のうち行政不服審査に関するものについては、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審理員 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により指名された者をいう。

(2) 審査庁 法第 4 条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（法第 14 条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。

(手数料の額)

第 3 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、別表第 1 に定める額とする。

2 法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項の条例で定める手数料の額は、別表第 2 に定める額とする。

(手数料の徴収)

第 4 条 手数料は、法第 38 条第 1 項（法第 9 条第 3 項で読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第 81 条第 3 項の規定において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付についての申請の際又は当該申請に係る書類等の交付の際、これを徴収する。

2 既に納付した手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第 5 条 審理員（法第 9 条第 3 項に規定する場合にあっては、審査庁。第 3 項において同じ。）は、法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000 円を限度として、第 3 条第 1 項の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 野洲市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、法第 81 条第 3 項の規定において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000 円を限度として、第 3 条第 2 項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、当該各項に規定する交付（次条において「交付」という。）を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は審査会に提出しなければならない。

4 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面をそれぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第6条 交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該交付に係る書面等の送付を求めることができる。この場合において、当該審査請求人等は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第8条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

交付の方法	手数料の額	備考
1 対象書面等を複写機により用紙（A0までの大きさのものに限る。）の片面又は両面に白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円（A2の大きさのものにあっては40円、A1の大きさのものにあっては80円、A0の大きさのものにあっては100円）	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
2 対象書面等を複写機により用紙（A3までの大きさのものに限る。）の片面又は両面にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
3 対象電磁的記録に記録された事項を用紙（A3までの大きさのものに限る。）の片面又は両面に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
4 対象電磁的記録に記録された事項を用紙（A3までの	用紙1枚につき20円	両面に出力された用紙については、片面

大きさのものに限る。)の片面又は両面にカラーで出力したものの交付		を1枚として手数料の額を算定する。
5 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し行う方法	1の項から4の項までに掲げるいずれかの交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円	

備考

- 1 この表において「対象書面等」とは、法第38条第1項に規定する書面又は書類をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。
- 2 この表において「A3」とは日本工業規格A列3番を、「A2」とは日本工業規格A列2番を、「A1」とは日本工業規格A列1番を、「A0」とは日本工業規格A列0番をいう。

別表第2(第3条関係)

交付の方法	手数料の額	備考
1 対象主張書面等を複写機により用紙(A0までの大きさのものに限る。)の片面又は両面に白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円(A2の大きさのものにあっては40円、A1の大きさのものにあっては80円、A0の大きさのものにあっては100円)	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
2 対象主張書面等を複写機により用紙(A3までの大きさのものに限る。)の片面又は両面にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
3 対象電磁的記録に記録された事項を用紙(A3までの大きさのものに限る。)の片面又は両面に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
4 対象電磁的記録に記録された事項を用紙(A3までの大きさのものに限る。)の片面又は両面にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
5 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項	1の項から4の項までに掲げるいずれかの交	

<p>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</p>	<p>付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p>	
-------------------------------	--	--

備考

- 1 この表において「対象主張書面等」とは、法第78条第1項に規定する主張書面又は書類をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。
- 2 この表において「A3」とは日本工業規格A列3番を、「A2」とは日本工業規格A列2番を、「A1」とは日本工業規格A列1番を、「A0」とは日本工業規格A列0番をいう。